慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法一一五〕 満期日の変造と手形行為の効力、融通手形振出の趣旨 (大阪高等昭和四四年一二月一七日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.9 (1972. 9) ,p.132- 137
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720915-0132

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　一一五〕　満期日の変造と手形行為の効力、融通手形振出の趣旨

（大阪高等昭四二（ネ）一七三〇号、昭四四（ネ）三六七号約束手形金請求控訴並ひに附帯控訴事件昭和四四年一二月一七日判決下級民集二〇巻一一・一二号九二八頁）

〔判示事項〕

一　満期日が変造された後に補充された振出日付が変造前の満期後の日である場合の手形の効力

二　満期日が変造された場合と期限後裏書の判定基準時

三　融通手形振出の趣旨の解釈

〔参照条文〕

手形法一条、同一七条、同二〇条、同六九条、同七五条、同七七条

〔事実〕

控訴人・附帯被控訴人Xは取引先であるAに対し従前から融通手形および小切手を振り出し、Aはこれによつて被控訴人・附帯控訴人Yから割引による金融を受けていた。本件で問題となつている手形および小切手は一一通であるが、これらはいずれも右のような経過で振り出され、現にYが所持しているところのものである。

ところで、右一一通のうち、1ないし3の各手形については、Yの請求に対して、Xの側において代物弁済予約にもとづく手形の返還の合意が成立した旨抗弁したが、認められてはいない。他方、9および11の各手形については、受取人AからYへの裏書を欠くものであつて、Yはこれらを指名債権譲渡の方法によりAから譲り受けた旨主張したが、対抗要件履践の主張・立証がなされなかつた。

問題は4ないし8および10の各手形についてであるが、これらはいずれも振出日欄のみ白地として振り出され、受取人Aは、Yから右各手形の割引を受けた後、各満期日の頃にそれぞれ手形金を支払つていつたんYから右各手形を受戻し、Xに返還すべく自らの手許に保管していたけれども、その後経営が苦しくなつていたのに加えてXからその頃新たな手形の融通を断わられたため資金の調達に窮したあげく、右各手形の満期欄を変造した上、これらをもつてふたたびYから割引を受けた結果、現にYの所持するところとなつたも

のである。

ところで、その後Yにおいて右各手形の振出日欄を補充したが、そのうち4、6ないし8および10の各手形については、補充された振出日は変造前の満期日よりも後の日であつた。第一審判決の理由は不明であるが、Yの本件各手形金請求に対して、裁判所は、右各手形のうち、1ないし3の手形に関する部分のみを認容し、他の手形に関する部分はこれを棄却した。そこで、両当事者が、それぞれ自己の敗訴の部分につき控訴および附帯控訴したのが本件である。

〔判旨〕

控訴および附帯控訴ともに棄却。

「本件4ないし8および10の各手形が受取人Aによつて変造されたものであるとすれば、振出人であるXは、手形法七七条、六九条により右変造前の署名者として変造前の文言に従つて右各手形上の責任を負担すべきこととなるが、そのうち4、6ないし8および10の各手形は、Yによつてその振出日が補充された結果、満期欄の原文言に従う限り、満期日が振出日よりも前となるのであつて、確定日払の場合でも振出日を手形要件と解すべき以上、かかる不合理な手形を無効とすべきことは、当初よりこのように記載された場合と後に振出日または満期日が補充された結果かかる外観を生じた場合とでその理を異にする訳ではないから、Yの右4、6ないし8および10の各手形金請求は、無効の手形に基く請求として、その余の争点に閃する判断を加えるまでもなく、排斥を免れない。」

「Aは本件5の手形の原文言による満期日の頃これをYから受戻し、その後右満期日を変造した上ふたたびこれをYに交付したのであつて、右事実からすれば、変造後の右手形のYへの裏書譲渡は、原文言による満期日を基準とした支払拒絶証書作成期間経過後になされたものと推認されるから、右原文言に従うかぎり、右裏書は手形法七七条、二〇条一項但書の規定により指名債権譲渡の効力しかなく、従つてYは振出人であるXの受取人Aに対する抗弁を以て対抗されるものと解しなくてはならない。Yは、かかる場合に変造前の署名者たる振出人に裏書人に対する抗弁を以て所持人に対抗することを許容することは、右署名者に予期しない利益を与え所持人を不当に圧迫することとなつて、手形法七七条、六九条の趣旨を逸脱すると主張するけれども、右法条は、変造が手形の内容の如何なる部分について行なわれたかを区別することなく、変造前の署名者に変造前の文言の限度において手形上の責任を負担させることによつて、これを保護しようとするものであつて、満期が原文言よりも先の日付に変造された場合であつても、変造前の署名者は、変造後の満期によつてではなく、原文言による満期を基準とした支払拒絶証書作成期間の満了するまで手形が転々流通することを予期して手形債務を負担しており、右期間内に支払のための呈示がなされることを期待しているのであるから、右期間経過後の裏書を期限後裏書として手形法七七条、二〇条一項但書によつて保護する必要のあることは、変造のなされなかつた場合とまつたく同様である反面、かかる変造手形の所持人は、変造前の文言に従つて変造前の署名者の責任を追及するとともに変造後の署名者に対して変造後の文言に従つ

た手形債務の履行を求めることができるのであつて、前述のように解することが所持人に不当な不利益を強いるものといえないことは明らかである。」

「約束手形が融通手形として利用されるのは、振出人が被融通者たる受取人に直接金融する代りに、手形を振り出し、自己の信用によつて受取人をして他から金融を受けしめようとするためであるから、振出人は受取人に対し手形の支払義務を負わないのは当然であるとともに、手形取得者に対しては、その善意、悪意を問わず、これを理由に支払を拒みえないことも亦当然であつて、前者の支払義務を負わない点は、融通当事者間の手形授受に伴う合意に由来するといえるが、後者の抗弁の非移転性は融通手形の制度を認める以上それに必然的な制度的要請であると解される。また融通手形によつて融通を受けうる期間は、手形の特質上、特段の事由がないかぎり満期（正確には支払拒絶証書作成期間経過）までであつて、それ以後は融通手形の性質を失い、抗弁の非移転性は「その必要性を欠くことによつて当然消滅し、振出人は受取人に対する抗弁をもつて所持人に対抗することができるようになると解する。」「（もつとも、本件は手形の原文言に従う限り、一旦割引を受けた融通手形の再度の利用に該当すること事実関係に照らし明らかであるところ、かくの如き再度の利用は融通当事者間に別段の意思表示がない限り許されないとすること最高裁判所の判例（昭和四〇年一二月二一日、集一九巻九号二三〇〇頁）であり、右見解に従うとき、再度の利用を許す別段の意思表示の確認できない本件では、右手形は前記の如くAが満期日の頃Yからこれを買戻したときに融通手形としての性質を失うに至つたものとしなければならないが、このことは前記結論の正当性を補強するものであつても、これを左右するものでないことはいうまでもない）。」

〔研究〕

賛成。

一　手形要件がその記載上不能であるものと解釈される場合には、手形そのものを無効とする。これは、手形要件というものが、法定の書面行為たる手形行為においてその内容をなすものであり、したがつてこれがその記載上不能であることは、いわゆる目的の不能にあたることになるからである。また、それゆえ、記載上の不能とは、個々の要件それ自体が不能である場合ばかりではなくて、手形上の文言の相互関係の上で不能と解される場合をも含むことになる。

ただ、近時とくに問題とされているのは、本件のように、確定日払手形における満期日と振出日との関係である。すなわち、確定日払手形における振出日の記載は、当該手形行為にとつて実質的内容をなすものではなく、したがつてその振出日との関係で満期日が不能であつたとしても、これをもつて記載上不能と解すべきではないとする主張が出て来ている。たとえば、東京地方裁判所の昭和四〇年九月七日の判決[1]は、「確定日払手形の振出日は形式的にのみその記載が要求されるものであつて、その記載の実質的な必要性は存在しないものと考えられる。したがつて、形式的にその記載がありさえすれば、それが満期より後の日付であつても特段両日付の関係が

不合理であることを理由に当該手形を無効とすべきいわれはないものと解するのが相当」と判示する。この判決では、一応確定日払手形においても振出日付の形式的記載はこれを要するものとしているが、この場合に手形の振出を有効として所持人に権利行使を認めるためには、結局、振出日付の記載を無視せねばならないであろう。そうだとすれば、この判決の論旨は、結局は実質的理由によつて確定日払手形における振出日の記載を非要件化する見解に立脚するものと見ることができる。

確定日払手形における振出日の記載が実質的必要性を欠き、しかも実際の手形取引においてかなり非要件化して扱われているという事実のあることから、現実の法的紛争においてその要件性を厳格につらぬくことはかえつて具体的妥当性を欠く面が生ずることでもあるのであろうか、これまで非要件説に立つ下級審判例もいくつか出て来ている。[2] また、これを支持する学説もある。[3] しかし、昭和四一年一〇月一三日の最高裁判所第一小法廷判決[4]は、確定日払手形の振出日欄白地未補充のままなされた呈示に対し、その効力を否定[5]して次のようにいう。「手形法七五条、同七六条は、約束手形において振出日の記載を必要とするものとし、手形要件の記載を欠くものを約束手形としての効力を有しないものと定めるにあたり、確定日払の手形であるかどうかによつて異なる取扱いをしていないのであつて、画一的取扱いにより取引の安全を保持すべき手形の制度としては、特段の理由のない限り、法の明文がないのに例外的取扱いを許すような解釈をなすべきではない。」

私は、この最高裁判所の判決に全面的に賛成である。ここではただ「要件は要件である」といわれているに過ぎず、そのかぎりではきわめて形式的な論理であるとこれを評することも可能であるが、しかし、手形要件を定める法の目的からすれば、この場合には形式的な理解の中に合目的性という実質がひそんでいるものというべきである。学説の中には、手形法の目的論的解釈として確定日払手形の振出日記載を非要件化することも可能であるかのように論ずるものもあるが、[6] もしそうだとすれば、すべての要件が各種の手形につきそれぞれ再検討されるべきこととなり、ひいては、その実質的理由についての見解の相対性が手形制度そのものを不安定化せしめることとなつて、かえつて法の目的に反する結果を招来しよう。私は、手形要件に関してその実質的理由を論ずることは、多かれ少なかれ立法論に属することになるものと考える。そして、立法論的に考察して見ても、統一法というものの有するメリットのほかに、振出日を記載しないという実際上の理由が信用期間の隠蔽・偽装という是認しがたいものであり、しかも、一般に日付によつて文書の同一性の基準とする国際的慣行がやがてわが国にもその影響を及ぼすであろうことを考えれば、振出日を非要件化することには賛成できない。

なお、本件事案の特殊性は、所持人による振出日の補充が、変造前の満期日との関係では不能であるが、変造後の満期日との関係では可能・適法であることにある。すなわち、所持人はいかなる日付をもつてしても振出日を補充しえたのであるから、変造前の満期日

を知っていれば適法に補充をなしえたわけである。しかし、この点も、変造手形につき法が相対的効力を認めていること、および、変造手形に関する危険は、変造前の署名者との関係では、これを取得する者が負担することに理由があることからして、本判決に賛成する。

二　いわゆる融通手形の抗弁は、融通者・被融通者間の人的関係にもとづくものという意味では人的抗弁の一種といえるが、しかし、この抗弁は悪意の譲受人に対しても切断される。(7) けだし、融通手形とはほんらい融通者の信用において被融通者に金融の方途を与えようというものであり、したがって、この場合には、当事者の意思が、そもそも譲受人に対しては融通者が手形責任を負うとすることを内容とするものであるからである。それゆえ、債務者が原因関係上は何ら責任を負担する理由のない一般の人的抗弁の場合とは異なり、融通手形であるという人的関係を譲受人が知っていても、「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」手形を取得したことにはならない。ただし、他の事情が加わることによって融通者が責任を負担する理由がない場合には、悪意の譲受人に対抗することも可能となる。(8) たとえば、融通条件につき当事者間であらかじめなされた合意に反する譲渡であって、しかも譲受人がそのことにつき悪意であった場合等である。(9)

問題は期限後裏書であるが、これは、通常の融通手形における、当事者の意思の解釈の問題である。もし、特約のないかぎり、通常の融通手形においては期限内の信用供与が約されているものと見るならば、期限後の被融通者の手形利用は合意違反となり、所持人はそのことをもって融通者から対抗されうることとなる。(10)

この場合、融通者の抗弁の根拠がいわゆる一般悪意の抗弁によるものとすれば、譲受人に対抗するためには、少なくとも譲受人が融通手形として振り出された手形であることを知って取得したものであることを債務者において立証せねばならないであろう。これに対して、期限の到来により融通手形たる性質がうしなわれ、当事者間の人的関係が通常の人的抗弁事由――被融通者の手形返還義務――に変質し、それが期限後裏書であることによって当然に譲受人に引きつがれるものであるとすれば、(11)(12) 譲受人の善意・悪意を問わないことになる。本判決は後者の立場であるが、融通手形の当事者の意思から考えて、これに賛成する。

なお、融通手形をいったん割引した後被融通者が回収した場合にも、当事者の通常の意思からして融通手形たる性質をうしなうものと考えられるが、(13) そのこと自体は当事者間の手形返還義務という人的抗弁事由を発生せしめるにとどまり、期限後の割引の場合とは異なって、抗弁事由が当然に譲受人に承継されるというものではない。このような手形を、被融通者が流通期間内に再度割引に使用した場合には、この手形が融通手形であってしかもすでに一回利用済みであることを譲受人が知って取得したものと認定しうる場合にのみ、悪意の抗弁をもって対抗されるべきこととなる。本判決は、傍論的に、昭和四〇年一二月二一日の最高裁判決を、融通手形はいったん割引に使用したことによってその流通性をうしなうものとなる

かのような文脈で引用しているが、右判決の事例は、一回利用済みである融通手形を期限後に裏書した場合であつて、適切な言及とはいえない。

(1) 下級民集一六巻九号一四〇二頁。
(2) 横浜地判昭三六・三・一四下級民集一二巻三号四六六頁、京都地判昭三九・二・五金融法務三七二号九頁、飯塚簡判昭三九・三・三〇判例時報三七〇号四五頁、等。
(3) 鈴木・判民昭和六年度二九事件評釈、深見・大分大学経済論集一五巻四号四〇頁以下。
(4) 民集二〇巻八号一六三二頁。
(5) なお、昭四五・一一・一一大法廷判決は、振出日白地の手形による訴提起に時効中断効を認めた——民集二四巻一二号一八七六頁。
(6) 竜田・手形法小切手法講座二巻一三頁注(四)。
(7) 通説。最判昭三四・七・一四民集一三巻七号九七八頁。
(8) 無償の取得につき 今井・民商法雑誌五五巻二号二八九頁。
(9) 河本・民商法雑誌三六巻四号五三一頁。
(10) 最判昭四〇・一二・二一民集一九巻九号二三〇〇頁。
(11) 河本・前掲。
(12) 最判昭四〇・一二・二一前掲、北沢・判例評論七六号一〇七頁、高窪・手形研究一〇巻四号二〇頁、今井・前掲二九二頁。
(13) 最判前掲、今井・前掲二八九頁、反対：高窪・前掲一八頁。

〔倉沢康一郎〕

〔刑法 三四〕 刑法三六条一項にいう「已ムコトヲ得サルニ出テタル行為」の意義

（傷害被告事件、昭和四四年一二月四日第一小法廷判決、破棄差戻（あ）第一一六号、同年第一審 豊島簡裁 第二審 東京高裁 刑集二三巻一二号一五七三頁）

一 事実の概要

第一審（豊島簡裁昭和四三年八月三〇日判決）の事実認定によれば、被告人は、K運送店の経理担当者であるが、昭和四二年六月一六日午後四時一〇分頃、同店構内において、T（被害者、当時三二歳）と同人所有の貨物自動車の売買に関して言い合いをし、Tが「社長が帰るまで待たせてくれ」と云うのに、「帰れ」と云つて同店事務所より押し出した上、同人を投げ飛ばす等の暴行を加え、同人の頭部を事務所入口付近に駐車中の自動車の車体に打ちつけさせ、よつて同人に治療約四五日間を要する頭部打撲症の傷害を負わせたものである。

被告人は、第一審で正当防衛を主張したが、裁判所はこれを認めず、傷害罪の成立を認め、被告人を罰金二万五千円に処した。

被告人はこれを不服として控訴して、再度正当防衛であると争つたところ、第二審の東京高裁（第二刑事部昭和四四年三月一三日判決）